

日本ポリアミン学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本ポリアミン学会（The Japanese Society of Polyamine Research）と称する。

第2条 本会は、ポリアミンに関する研究の発展を図り、人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、年会ならびに国際会議の開催、会報の発行、学会ホームページの運営、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

1. 年会は原則として年1回開催する。ただし、本会が主催する国際会議を開催する前年および当該年は年会を開催しないことがある。

第3章 会員

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員、及び名誉会員とする。

1. 正会員はポリアミンに関する研究に従事、またはこれに関心を持つ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者をいう。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体をいう。
3. 名誉会員は、本会に対し特に功労があった者で、評議員会の推薦を経て総会の議決により決定する。

第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する印刷物の配布を受けることができる。

第6条 会員として入会しようとする個人または団体は、別に定められた手続きに従って申込み、会長の承認を得なければならない。

第7条 会員は所定の会費を納めるものとする。ただし名誉会員はこれを要しない。

第8条 会員は会長に届け出て脱会することができる。会費を滞納した会員、または評議

員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は、会長によって脱会させられる。

第4章 役員

第9条 本会に会長1名、事務局長1名、評議員10名以上15名以内、年会担当役員3名以内、会計監査2名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長は会長を補佐して、会務および会計を処理する。
3. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
4. 年会担当役員は、年会長として担当する年会を運営する。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 評議員は総会で正会員の中から選出する。会長は評議員の互選により定める。事務局長、年会担当役員は評議員会で正会員の中から選出する。会計監査は評議員会において会長、事務局長、評議員以外の正会員の中から選出する。

1. 年会担当役員を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。年会担当役員の任期は、担当年会の開催決定から年会終了後次の評議員会までとする。
2. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第5章 議決機関

第11条 本会に総会、評議員会をおく。

第12条 総会は年会と同時に開催し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

1. 総会議決は出席した会員の過半数で決し、同数のときは議長が決する。
2. 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 事業報告および収支決算報告
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費の金額変更
 - (5) その他評議員会において必要と認めた事項

第13条 評議員会は年会と同時に開催する。また、必要に応じて会長が召集する。

1. 評議員でない事務局長および年会担当役員は、評議委員会に出席して意見を述べる事ができる。ただし議決には参加しない。

2. 評議員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
3. 会長は、評議員の3分の1以上の申し出があった場合、評議員会を招集しなければならない。

第6章 会計

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
2. 毎年度の決算は会計監査によって監査を受け、監査結果は評議員会および総会に報告されなければならない。

〔付則〕

第1条 本会への入会の規程は別に定める。

第2条 役員選出の規程は別に定める。

第3条 名誉会員推薦の規程は別に定める。

第4条 正会員の年会費は、一般4,000円、学生2,000円とする。

第5条 賛助会員の会費は、年額30,000円とする。

第6条 本会の事務局を〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 東京慈恵会医科大学分子生物学講座に置く。

第7条 本会の会則は平成21年11月1日より施行する。

第7章 日本ポリアミン学会 公印管理使用規則

（目的）

第15条 この規則は、日本ポリアミン学会における公印の管理および使用について定めたものである。

（公印の定義）


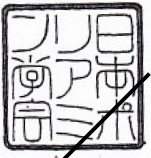
第16条 この規則において公印とは、学会が発行または受理する文書、証憑で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等の際し、学会名又は職名で証明のために押す公印をいう。

（公印の種類）

第17条 本学会で使用する公印の種類は、次のとおりとする。

1. 本学会印（別表）
2. 本学会会長印（別表）

別表

種類	印影	表示文言 及び 寸法・材質
学会会長の印		日本ポリアミン学会会長之印 直径16.5 mmの丸印 ツゲ
学会印		日本ポリアミン学会 直径18 mmの角印 ツゲ

(公印の管理等)

第18条 公印の管理は事務局長が行なう。

(公印の使用)

第19条 公印を使用する場合は、会長の承認を得て事務局長が行う。

1. 事務局長は、公印を押印したときには、その内容を記録する。
2. 事務局長は、公印を作製、改刻または廃止するときは、会長に届出なければならない。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年11月14日から施行する。